

システム利用規約

株式会社ペイジェント

第1条 会員資格

1. 会員とは本規約を承認の上、株式会社ペイジェント（以下、「当社」といいます。）が提供するシステムの利用のために会員として入会を申し込み、当社が入会を認めた法人のことをいいます。
2. 会員は会員資格を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。

第2条 用語の定義

本規約で使用される用語は、以下の意味を有するものとする。

- (1) 本サービス
本サービスとは、当社が定める情報の伝送・処理サービス及びデータ形式の変換処理等これに付随するサービスをいいます。
- (2) 決済サービス
決済サービスとは、本サービスの利用が可能な当社所定の各種決済サービスをいいます。
- (3) 顧客
顧客とは、会員から商品等の購入を行う個人又は法人をいいます。
- (4) 商品等
商品等とは、決済サービスを利用して顧客に対し販売若しくは提供される、商品、権利、デジタルコンテンツ及びサービス等をいいます。
- (5) 決済事業者
決済事業者とは、決済サービスを利用するために会員が契約を締結した各種決済サービスを提供する会社をいいます。
- (6) 売上情報
売上情報とは、会員が顧客に対し商品等の販売又は提供を行なった事実に関する情報で、会員が決済事業者に提出する売上票又は売上請求データ情報をいいます。
- (7) 法人番号
法人番号とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための利用等に関する法律に定める法人番号をいいます。

第3条 規約の変更

当社は、本規約を変更することができるものとします。本規約を変更した場合、料金その他本サービスに関する一切の事項は変更後の本規約によるものとします。

第4条 入会

1. 会員になろうとする方は、本規約を承認の上、当社の所定の手続きにより当社に入会を申し込むものとします。
2. 会員になろうとする方は、以下の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。
 - (1) 適用法令上、本規約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること
 - (2) 本規約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること
 - (3) 本規約を締結し又はこれに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、適用のある一切の法令、会員の定款その他の社内規則に抵触せず、会員を当事者とする契約の違反又は債務不履行事由とはならないこと
 - (4) 本規約は、これを締結した会員につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること
 - (5) 会員は現在債務超過ではなく、会員が本規約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、本規約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと
 - (6) 会員が、本規約の締結にあたって、当社及び決済事業者等に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て提供されていること
3. 前項の定めは、会員の入会後における各種申込み、申請、届出等およびこれに基づく権利行使又は義務履行を行う場合について準用するものとします。

第4条の2 反社会的勢力の排除

会員は、会員、会員の親会社及び子会社等の関係会社、その役員又は従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）又は第1号に定める事項のいずれにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても暴力団員等又は第1号に定める事項のいずれにも該当しないこと、自ら又は第三者を利用して第2号に定める事項のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合には、本サービスの利用が停止されること、また直ちに会員資格が取り消されることがありえることを異議なく承諾するものとします。これにより会員に損害が生じた場合でも当社及び決済事業者は何らの責任も負いません。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社及び決済事業者に損害が生じた場合には、会員はその一切の損害を賠償しなければならないものとします。

(1)

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社又は決済事業者の信用を毀損し、もしくは当社又は決済事業者の業務を妨害する行為
- ⑤ 換金を目的とする商品の販売行為
- ⑥ 合理的な理由なく、会員が保有するカード等を使用する、本規約にかかる信用販売行為
- ⑦ その他前各号に準ずる行為

第4条の3 贈収賄・腐敗汚職の排除等

1. 会員は、事前に当社へ書面で開示し当社の確認を受けたものを除き、自らおよびその関連会社、子会社、取締役、役員、およびその他それに代わり行動するすべての者が、次の事項を表明し、将来にわたっても保証する。

- (1) 適用される全ての贈収賄・腐敗防止に関する法律及びマネーロンダリング防止に関する法律並びに規制（日本の刑法、会社法、不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法を含むが、これらに限らない。以下「贈収賄・汚職防止法」という。）に違反しないこと
- (2) 贈収賄・汚職防止法に違反するおそれのある行為（直接または間接を問わない）を行わないこと
- (3) 自ら又は相手方のために取引を獲得若しくは保持し、又は優位な立場を獲得することを目的として、政府関係組織又は公務員等に、直接的又は間接的に、金銭その他の有形無形の利益の供与の申し出、供与、供与の約束又は供与の承認を促進する行為をしないこと

2. 当社は、会員が前項に基づく表明・確約に違反したことが判明した場合には、何ら催告することなく、本サービスの利用を停止すること、また正に会員資格を取り消すことができるものとし、会員はこれに異議を申し出ないものとします。これにより会員に損害が生じた場合でも当社は何らの責任も負いません。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、会員はその一切の損害を賠償しなければならないものとします。

第5条 本サービスの利用

1. 当社は、当社が会員による本サービスの利用を許諾する日として会員に通知する日から会員に対し本サービスを提供するものとします。

2. 会員は当社が別途定めるところに従い、本サービスを利用するものとします。なお、会員は本サービスの利用に際して当社が別途指定する決済モジュールを使用する場合は、自らのシステムに当該決済モジュールを当社の指示に従い組み込むものとし、当該決済モジュールの利用について別紙に定める決済モジュール使用許諾条件を遵守するものとします。会員が本サービスの利用に際して当社が別途指定する決済モジュールを使用せず会員にて別途用意する決済モジュールを使用する場合は、会員が自己の費用と責任で対応するものとし、当社に一切の迷惑をかけず、当社を免責するものとします。

第6条 決済事業者との契約

1. 会員は、決済事業者との決済サービスの利用のための契約（以下「決済契約」という。）を自己の責任と負担により締結したうえで、本サービスを利用するために必要となる一切の手続きをとるものとします。
2. 当社は当該決済契約の締結または非締結、変更、終了、ならびに会員と決済事業者との取引関係その他一切の事項につき関知せず、当該決済契約に関して、本サービスを本規約に従い提供すること以外、当該決済契約の内容、会員と決済事業者との間の取引関係その他一切の事項につき会員、会員の顧客を含めた第三者（以下「会員等」といいます。）及び決済事業者に対して何らの責任も負わないものとします。なお、本サービスにより伝送・処理される情報は、会員から送信される情報であって、本サービスの提供のために別途当社が指定するサーバを経由し、かつ別途当社の指定する仕様に適合するものに限られるものとし、当該情報以外の情報を当社は伝送又は処理する責任を負わないものとします。
3. 前二項の定めにかかわらず、会員は、本サービスを利用する決済サービスについての決済契約に関して別途当社の指定する方法により当社に対して通知するものとし、当社が要求する情報を速やかに提供するものとします。この場合、当社は当該決済契約に関して本サービスを提供するか否かを決済契約ごとにその裁量において定めることができるものとし、当該決済契約につき本サービスを提供しないこととなった場合でも、当社は会員等及び決済事業者に対して何らの責任も負わないものとします。また、会員は、本サービスを提供することとなった決済契約において契約内容の修正、契約の終了、付随する覚書等の締結その他の変更等が生じた場合は直ちに当該変更等の内容を別途当社の指定する方法により当社に対して通知するものとし、当該変更等に関して当社が要求する情報を速やかに提供するものとします。この場合、当社は当該決済契約に関して本サービスの提供の継続、条件変更または提供終了する等、その取扱いを決済契約ごとにその裁量において定めることができるものとし、当該取扱いに起因して会員等及び決済事業者に損害が生じた場合でも、当社は会員等及び決済事業者に対して何らの責任も負わないものとします。

第7条 安全化措置等

1. 会員は、顧客のクレジットカード番号、有効期限等のクレジットカードに関する情報（以下、「カード情報」といいます。）及び顧客の個人情報並びに取引情報（以下、あわせて「個人情報等」という。）並びにシステムを第三者に閲覧・改ざん・破壊されないよう、また、個人情報等並びに自己のシステムに係る不正利用又は不正アタックの防止（いわゆるクレジットマスターへの対策を含みます。）が図られるよう、安全化措置を、自己の費用と責任で予め講じるものとします。
2. 会員は、前項に定める措置について当社が改善を申し出た場合には、改善措置を講ずるものとします。但し、当社は改善措置を講じても、暗号が解読された等の危害が生じた場合の責を負うものではありません。
3. 会員は、不正利用又は不正アタックが生じた場合（不正利用についてはその恐れが生じた場合を含む）、自己の費用と責任で対応するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。また、会員は、本項第一文の場合であって当該事態により顧客その他の第三者との間で紛議が生じた場合も、会員の費用と責任において解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。
4. 会員は、当社が求めたときは、個人情報等並びにシステムが第三者に閲覧・改ざん・破壊されたこと（以下、「事故」といいます。）の有無、内容、範囲及び発生原因その他当社が指定する事項について、当社が予め認める調査会社または調査機関等に会員の負担と責任で依頼したうえで、詳細に調査しなければならないものとします。
5. 事故に起因して当社に損害を与えた場合には、会員は損害を賠償する責任を負うものとします。
6. 会員は、個人情報等の漏洩などにより、顧客その他の第三者との間で紛議が生じた場合は、会員の責任と負担において解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。

第8条 顧客との紛議

会員は、顧客との間で代金等の原因関係たる商品等の販売又は提供に係る契約等の債務不履行等の瑕疵、不成立若しくは不存在等をめぐる苦情、紛争等が生じた場合には、一切の責任をもって速やかにその処理に当たるものとし、当社に一切の損害、迷惑等を及ぼしてはならないものとします。

第9条 名称等の利用

1. 会員は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく当社の商標を使用してはならず、当社のホームページへのリンクを設定してはならないものとします。また、承諾が取消された場合には、直ちに当社の商標及び当社のホームページへのリンクを削除するものとします。
2. 当社は、会員の事前の承諾を得ることなく、当社の広告宣伝のために会員の名称を当社のホームページ、パンフレット、メールマガジンその他の資料等において表示することができるものとします。

第10条 禁止事項

1. 会員は、本サービスの利用に際して以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本サービスを代金等の回収以外の目的に使用する行為
 - (2) 本サービスを商品等の販売又は提供を伴わない送金のために使用する行為
 - (3) 当社その他第三者の名誉又は信用を傷つけ、又はイメージを低下させる行為
 - (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の当社その他第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
 - (5) 当社、決済事業者、提携決済事業者その他第三者の設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (6) 代金等の回収以外の目的で当社又は決済事業者のシステムにアクセスする行為
 - (7) 当社からソフトウェアの使用を許諾された場合、ソフトウェアの使用条件に反する行為
 - (8) 当社その他第三者に不利益を与える行為
 - (9) 本規約に違反する行為
 - (10) その他法令に違反し又は違反するおそれのある行為
 - (11) その他当社が不適当と判断した行為
2. 当社は、会員が前項各号に該当する行為を行い、若しくは行うおそれがあると判断した場合、会員に対し是正措置を求めることができるものとします。

第11条 会員に対する調査等

1. 会員は、当社から本サービスの利用に関連して決済サービスの情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じなければならないものとします。
2. 当社は、会員が本規約に違反しているおそれがあると判断した場合、又はその事実が判明した場合、会員に事前に通知をしたうえで会員の事業所内に立ち入り、会員の本規約の遵守状況を確認することができるものとします。

第12条 利用料

1. 会員は、当社が定める利用料及びその他の料金（以下、「利用料等」という。）を当社の定める方法により当社の定める時期に支払うものとします。
2. 会員が当社の定める時期までに利用料等を支払わなかった場合、会員は、当社に対し、支払期日の翌日より年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。
3. 当社は、会員に対し支払うべき金銭が存するときは、当該金額から、会員が当社に対し支払うべき金額を差し引くことができるものとします。
4. 関連行政当局等の要請その他事由による事情変更が生じた場合、当社は、当該変更に伴い手数料等を変更することがあります。このとき、当社は会員に対し変更後の利用料及び変更の適用時期について通知するものとします。
5. 会員は、前項に基づく手数料等の変更に同意しない場合、前項の通知の受領日から14日以内に当社に異議を申し出るものとし、異議を申し出た場合、本契約が終了される場合があることに同意します。

第13条 秘密保持

1. 会員は、本サービスに関連して知りえた顧客の情報や当社から開示された技術資料その他の一切の情報（公知の情報を除く。）を第三者に開示又は漏洩・改ざん等してはならず、また本サービスの利用以外の目的に使用してはならないものとします。
2. 会員は、前項の情報を保護する措置を講ずるものとし、当該情報を厳重に管理しなければならないものとします。
3. 会員が、本サービスに関連する業務の処理を第三者に委託する場合、事前に当社の承認を得なければならないものとします。当該第三者が本条に規定する情報に接することになる場合には、会員は、当該第三者に対して、本条と同様の秘密保持義務を課すために必要な手当をし、当該第三者をして本条と同様の秘密保持義務を遵守させなければならないものとします。
4. 会員は、第1項に規定する情報が、第三者に漏洩・改ざん等された場合又はそのおそれがある場合、その旨を当社に通知し、その指示に従わなければならないものとします。
5. 会員は、本規約が終了したとき又は当社の求めがある場合は、本サービスに関連して当社から引き渡された資料、情報等（複製を含む。）すべてを、当社の指定するところに従って当社に返還又は廃棄しなければならないものとします。
6. 本条の秘密保持義務は、本規約の終了後も存続するものとします。

第14条 契約期間

1. 本規約の有効期間は、当社が会員の入会を承諾した日として通知した日から1年間とし、期間満了の2ヶ月前までに会員及び当社いずれからも解約の意思表示がないときは更に1年間延長するものとし、以後も同様とします。
2. 前項の定めにかかわらず、会員は当社の定める手続きにより、当社の承諾を得ていつでも本サービスの利用を終了させることができるものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、当社は2ヶ月前までに会員に通知することで、会員との間の本規約に係る契約を終了させることができるものとします。

第14条の2 会員による本サービスの一時停止申請

1. 会員は、当社の定める手続きにより当社の承諾を得て、本サービスの一時停止を申請することができるものとします。なお、一時停止を解除して本サービスの利用の再開を希望する場合は、会員は、当社の定める手続きにより当社の承諾を得るものとします。
2. 前項の定めに基づく一時停止の申請手続の完了後、1年が経過しても会員において本サービスの利用が再開されない場合、当社は、当社の合理的裁量により、何ら通知催告せずに本契約を将来に向かって解約されたものとして取り扱うことができるものとします。

第15条 契約上の地位及び債権譲渡の禁止

会員は、本規約上の地位及び本規約から生じる債権債務（決済事業者に対する債権を含む。）を第三者に譲渡することはできないものとします。

第16条 契約の終了に伴う措置

会員は、本規約が終了した場合、直ちに本サービスの利用を中止しなければならないものとします。

第17条 契約違反等

1. 会員が以下の各号のいずれかに該当した場合又はそのおそれのある場合、当社は、当社の定める期間、本サービスの利用を認めないこと、又は、本規約を解除することができるものとします。
 - (1) 本規約に基づき会員が当社に届け出た内容に虚偽の事実が含まれている場合
 - (2) 本規約に違反し、その是正を求める通知を受領後14日以内に当該違反の是正がなされなかった場合
 - (3) 自ら振り出した若しくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (4) 差押・仮差押・仮処分 of 申立、又は滞納処分を受けた場合、又は破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立を受けた場合、又はこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合若しくは任意整理に着手した場合
 - (5) 営業を停止したとき、又は所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (6) 会員の信用状態に重大な変化があったと認められた場合

- (7) 本サービスを悪用していることが判明した場合
 - (8) 会員の営業又は業態が公序良俗に反すると判断される場合
 - (9) 当社 の 名 誉 ・ 信 用 を 毀 損 し、 又 は 業 務 を 妨 害 す る 行 為 を し た 場 合
 - (10) 決 済 事 業 者 そ の 他 の ク レ ジ ッ ト カ ー ド 会 社 と の 契 約 に 違 反 し た 場 合
 - (11) 会 員 に つ き 多 数 の 顧 客 か ら 決 済 サ ー ビ ス の 不 正 利 用 が な さ れ た 旨 の 申 告 そ の 他 の 苦 情 が あ っ た 場 合
 - (12) 会 員 の 販 売 ・ 提 供 す る 商 品 等 に つ き 国、 地 方 自 治 体、 教 育 委 員 会、 学 校 等 の 公 共 機 関 又 は そ れ に 準 ず る 機 関 か ら 変 更 そ の 他 の 要 請 が あ っ た 場 合 で、 こ れ に 合 理 的 な 根 拠 な く 応 じ な か っ た 場 合
 - (13) 会 員 と の 連 絡 が と れ な く な っ た 場 合
 - (14) 会 員 が 決 済 サ ー ビ ス の 運 営 を 中 止 又 は 終 了 し た 場 合
 - (15) 会 員、 会 員 の 親 会 社 及 び 子 会 社 等 の 関 係 会 社、 そ の 役 員 又 は 従 業 員 が 暴 力 団 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 団 体、 組 織 (以 下、「 暴 力 団 等 」 と い っ う。) に 現 在 所 属 し、 又 は、 関 与 し、 あ る い は 過 去 5 年 以 内 に 所 属 又 は 関 与 し て い た と 当 社 又 は 決 済 事 業 者 が 判 断 し た 場 合
 - (16) 会 員、 会 員 の 親 会 社 及 び 子 会 社 等 の 関 係 会 社、 そ の 役 員 又 は 従 業 員 が 暴 力 団 等 を 不 当 に 利 用 し、 又 は、 暴 力 団 等 に 資 金、 便 宜 を 提 供 し、 そ の 他 暴 力 団 等 と 社 会 的 に 非 難 さ れ る べ き 関 係 を 有 す る と 当 社 又 は 決 済 事 業 者 が 判 断 し た 場 合
 - (17) 合 併、 事 業 譲 渡、 株 式 交 換、 株 式 移 転、 会 社 分 割、 株 式 取 得 そ の 他 会 員 の 組 織 ま た は 資 本 構 成 に 重 大 な 変 更 を も た ら ず 取 引 が 行 わ れ た と き
 - (18) そ の 他 当 社 が 合 理 的 な 根 拠 に 基 づ き 本 規 約 の 継 続 を 不 適 当 と 判 断 し た 場 合
2. 会 員 が 前 項 各 号 に 該 当 す る こ と に よ り 当 社 に 損 害 が 生 じ た 場 合、 会 員 は 当 社 が 被 っ た 損 害 を 賠 償 し な け れ ば な ら ない も の と し ま す。

第 18 条 サービスの提供条件

1. 当 社 は、 シ ス テ ム メ ン テ ナ ン ス 及 び 障 害 時 の 緊 急 対 応 等 の た め に、 会 員 に 通 知 す る こ と な く 本 サ ー ビ ス を 停 止 し、 又 は 変 更 で き る も の と し ま す。
2. 本 サービス の 提 供 を 受 け る た め に 必 要 な 機 器、 通 信 手 段 な ど は、 会 員 の 費 用 と 責 任 で 備 え る も の と し ま す。 当 社 又 は 決 済 事 業 者 の 都 合 に よ り、 本 サ ー ビ ス の 仕 様 が 変 更 と な っ た 場 合 も 同 様 と し ま す。
3. 当 社 は、 本 サ ー ビ ス に 中 断、 中 止 そ の 他 の 障 害 が 生 じ ない こ と を 保 証 せ ず、 一 切 責 任 を 負 わ ない も の と し ま す。

第 19 条 当社の責任

1. 当 社 は、 本 サ ー ビ ス を 利 用 し て 販 売 又 は 提 供 さ れ る 商 品 等 に 関 す る 一 切 の 事 項 に つ い て 何 ら の 責 任 を 負 わ ない も の と し ま す。
2. 当 社 は、 会 員 の 顧 客 に 関 す る 一 切 の 事 項 に つ い て 何 ら の 責 任 を 負 わ ない も の と し ま す。
3. 当 社 は、 本 サ ー ビ ス に 関 し て、 会 員、 顧 客 そ の 他 の 第 三 者 と の 間 で 発 生 し た 一 切 の ト ラ ブ ル に つ い て 関 知 し ない も の と し ま す。
4. 会 員 は 法 律 の 範 囲 内 で 本 サ ー ビ ス を 利 用 す る も の と し ま す。 本 サ ー ビ ス の 利 用 に 関 連 し て 会 員 が 日 本 及 び 外 国 の 法 律 に 触 れ た 場 合 で も、 当 社 一 切 責 任 を 負 わ ない も の と し ま す。
5. 本 規 約 に お い て 当 社 の 責 任 に つ い て 規 定 し て い ない 場 合 で、 当 社 の 責 め に 帰 す べ き 事 由 に よ り 会 員 に 損 害 が 生 じ た 場 合、 当 社 は、 会 員 が 過 去 3 ヶ 月 間 に 支 払 っ た 利 用 料 等 を 上 限 と し て 賠 償 す る も の と し ま す。
6. 本 条 の 規 定 は、 本 契 約 終 了 後 に お い て も 効 力 を 有 す る も の と し ま す。

第 20 条 会員の本人確認

1. 会 員 は、 本 サ ー ビ ス の 契 約 に 際 し て、 サ ー ビ ス 管 理 責 任 者、 管 理 ユ ー ザ ー 及 び 一 般 ユ ー ザ ー を 当 社 所 定 の 方 法 に よ り 当 社 に 届 け 出 る も の と し ま す。
2. 当 社 は、 会 員 に よ る 本 サ ー ビ ス の 利 用 に 関 し て、 管 理 ユ ー ザ ー 又 は 一 般 ユ ー ザ ー 本 人 で あ る こ と を 確 認 す る た め の ア カ ウ ン ト 番 号、 ロ グ イ ン パ ス ワ ー ド (以 下、 そ れ ぞ れ 「 ア カ ウ ン ト 番 号 」、 「 ロ グ イ ン パ ス ワ ー ド 」 と い い ま す。) を 当 社 所 定 の 方 法 に よ り 会 員 に 通 知 す る も の と し ま す。
3. 会 員 は、 当 社 所 定 の 説 明 書 類 に 規 定 さ れ た 期 間 内 に、 説 明 書 類 の 説 明 に 従 っ て、 本 サ ー ビ ス を 利 用 す る 際 本 人 で あ る こ と を 確 認 す る た め に 必 要 な 電 子 証 明 書 及 び 秘 密 鍵 を 取 得 ・ 生 成 し、 管 理 ユ ー ザ ー 又 は 一 般 ユ ー ザ ー の 端 末 に イ ン ス ト ー ル す る も の と し ま す。 当 社 は、 電 子 証 明 書 発 行 業 務 の 一 部

を当社所定の企業に委託し、その委託にあたり必要な範囲で会員に関する情報を当該企業に開示できるものとします。また、電子証明書には有効期間があるため、本サービスの利用を継続するためには、有効期間が満了する前に電子証明書を更新するものとします。この場合、会員は、当社所定の方法で電子証明書の更新を行うものとします。

4. 本サービスの利用の際、当社は、①当社が会員から都度提示を受ける電子証明書を解析し、かつ②当社が会員から都度提示を受ける電子証明書に格納されているシリアル番号、アカウント番号を、あらかじめ当社が会員に交付している電子証明書に格納されているシリアル番号及びアカウント番号と比較して一致することを確認することにより、本人確認を行います。
5. 当社が前項の方法に従って本人確認をして取引したうちは、電子証明書に格納されているシリアル番号、アカウント番号、電子証明書及び秘密鍵につき不正使用その他の事故があっても当社は当該取引を有効なものとして取扱うものとし、万一これによって会員に損害が生じた場合でも、当社は責任を負わないものとします。電子証明書に格納されているシリアル番号、アカウント番号、電子証明書及び秘密鍵は、会員の責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。また、電子証明書及び秘密鍵をインストールした端末の廃棄・譲渡等電子証明書及び秘密鍵の管理ができなくなる場合は必ず削除を行うものとします。
6. 管理ユーザー又は一般ユーザーが、ログインパスワードを変更する場合には当社所定の手続により届け出るものとします。
7. 管理ユーザー又は一般ユーザーが、アカウント番号又はログインパスワードを失念、紛失、又は盗難に遭った場合には、すみやかに管理ユーザー又は一般ユーザー本人から当社所定の手続により当社に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。
8. 会員が、管理ユーザー又は一般ユーザー用の電子証明書を紛失した場合、盗難された場合、又は破損した場合は、すみやかに会員から当社所定の手続により当社に届け出ると共に、電子証明書の再発行を受けるものとします。この届出に対し、当社は本サービスの利用停止等の措置を講じるものとします。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。
9. 本サービスの利用について届出と異なるログインパスワードの入力が当社所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当社は、当該アカウント番号による本サービス利用を停止します。当該アカウント番号による本サービス利用を再開するには、管理ユーザー又は一般ユーザー本人から当社に連絡のうえ所定の手続をとるものとします。

第21条 通知

1. 当社からの通知は、会員があらかじめ当社に登録したメールアドレスに電子メールを送信することをもって電子メールが通常到達すべきときに到達したものとします。
2. 会員は、当社からの通知を毎日1回は閲覧できる体制を維持しなければならないものとします。

第22条 苦情の処理

1. 当社が顧客より商品等に関して、苦情を受けた場合、会員は、当社の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講じるものとします。
2. 本条は、本契約の終了後も存続するものとします。

第23条 届出事項等の変更

1. 会員は、本規約に基づき当社に届け出た以下の各号の事項につき変更する場合は、事前に当社に対して当社所定の方式により届け出るものとし、当社が特に定める場合には、当社の承諾を得なければならないものとします。
 - (1) 会員の氏名又は名称、住所及び電話番号、ファックス番号
 - (2) 会員が法人（法人格のない社団又財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合には、当該法人の代表者又はこれに準ずる者の氏名、名称、所在地
 - (3) 商号、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、法人番号、銀行口座、商品等の内容その他の事項
2. 当社は、会員が前項の届出等を怠ったことにより当社の会員に対する通知が延着又は不到着となった場合でも、当該通知が通常到達すべきときに到達したとみなすことが出来、これにより生じた会員の損害について責任を負わないものとします。

第24条 個人情報等について

1. 当社は、会員の顧客の個人情報を取扱う場合には、当社の個人情報保護に係る規程類に従いこれを適切に取扱うものとし、また、本サービス提供の目的達成に必要な範囲（口座情報等の照合又は突合がある場合はこれらを含む）で、決済事業者に提供し、又はこれらの者から受領することができるものとし、また、
2. 当社は、会員の役員、従業員の個人情報を以下の目的で利用することができるものとし、また、
 - (1) 決済代行サービス、コンテンツその他の情報提供サービス、システム利用サービスの提供のため
 - (2) 料金請求、課金計算のため
 - (3) アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
 - (4) アンケートの実施のため
 - (5) マーケティングデータの調査、統計、分析のため
 - (6) システムの維持、不具合対応のため
3. 当社は、以下に定める場合には、会員の役員、従業員の個人情報を第三者に提供することができるものとし、また、
 - (1) 同意がある場合
 - (2) 個人情報保護法その他の法令により認められた場合
4. 会員は個人情報保護法に違反する行為を行ってはならないものとし、また、

第24条の2 データ等の取扱い

1. 会員は、当社が本サービスを利用して会員が当社に対して提供し又は伝送する情報（会員の名称、属性情報、取引に係る情報、会員のサービスにおける取引履歴、取扱高等の情報を含みます。以下総称して「取引データ等」といいます。）を、当社の事業における次の利用目的のために利用することがあることについて、予め同意するものとし、また、この場合、会員は、会員の知る限り真実かつ正確な情報を提供しなければならないものとし、また、
 - (1) 市場調査等の各種調査・分析、当社のサービス・商品等の企画開発・改善等のため（サービスの確実・安定的な提供に必要な保全や不正対策を含みます）
 - (2) 本サービスの運営、履行及び管理並びに機能改善等のため
 - (3) 会員向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等によるやりとり、お知らせ、案内のため
 - (4) 当社のサービスに関連するお知らせ等のため
 - (5) 契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行のため
2. 会員は、当社が前項の目的達成に必要な範囲内で、取引データ等を、当社が決済事業者に対して提供し又は受領する場合があること（他の決済事業者等を介する場合も含みます。）、取引データ等が必要な保護措置を講じた上で当社の相互間で提供されること、及びその提供先において本条に定める利用目的の範囲内において取引データ等が利用されることについて予め同意するものとし、また、
3. 当社は、取引データ等を収集、集計、加工、編集、統合、分析等し、当該成果物を、当社の事業運営の参考資料として、又は第1項各号に定める目的その他当社等の業務のために利用し、また、当社の提携先等その他の第三者に開示（ただし、第三者に開示されるものは、個人情報に該当しないもの、統計データ、匿名化情報に限るものとし、また、）することができるものとし、また、
4. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとし、また、

第25条 PCIDSS への準拠

当社は本サービスにおいて会員の顧客のクレジットカード情報を取り扱う場合は、PCI DSS が定める適用のあるすべての要件を遵守するものとし、また、

第26条 サービス廃止

当社は、本規約の有効期間中に本サービスの一部又は全部の提供をすることが困難となった場合、会員に通知することにより、本サービスの一部又は全部を廃止することができるものとし、また、

第27条 準拠法

本サービスその他本規約に関する準拠法は日本法とします。

第28条 管轄裁判所

1. 本サービスに関し、会員と当社との間で訴訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本条は、本契約の終了後も存続するものとします。

第29条 売上情報

会員は、後払いとなる決済方式を支払方法とする商品等を発送又は提供したときは、決済事業者に提出する売上情報を当社所定の方法により、本サービスを通じて提出するものとします。

不正検知特約

会員が、株式会社NTTデータ（以下「本件ソフトウェア提供元」という。）の「不正検知サービス」を利用する場合には、「システム利用規約」（以下、「本規約」という。）に加え以下の内容を確認し、承諾するものとします（用語の定義は特に定めのない限り本規約と同じとします）。

1. 不正検知サービスの内容

- (1) 不正検知サービスとは、会員ないし本件ソフトウェア提供元が行う、会員の顧客（以下「本件消費者」という。）とのインターネット上の各種取引（以下「本件対象取引」という。）に関する不正検知に関わる諸機能（本件対象取引に関する不正検知結果（以下「本件不正検知結果」という。）の提供機能等をいう。）をいうものとし、不正検知サービスの内容の詳細は当社から会員に対し、別途提示するものとします。
- (2) 本件ソフトウェアとは、不正検知サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（以下、「不正検知サービス用設備」という。）に含まれる第三者が権利を有するソフトウェアをいうものとします。
- (3) 会員は以下の事項を了承の上、不正検知サービスを利用するものとします。
 - ① 不正検知サービスについて、当社及び本件ソフトウェア提供元に起因しない不具合が生じる場合があること
 - ② 当社及び本件ソフトウェア提供元に起因しない不正検知サービスの不具合については、当社及び本件ソフトウェア提供元は一切その責を免れること

2. 利用責任者

- (1) 会員は、不正検知サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、当社指定の様式に記載して当社へ通知するものとし、不正検知サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。
- (2) 会員は、様式に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、速やかに通知するものとします

3. 著作権等

不正検知サービスにおいて当社が提供する一切の著作物（各種ドキュメント、接続用プログラム（第3項（接続用プログラムの提供と動作環境の構築）で定義される。）等を含みこれらに限られない。）の著作権は、当社が定める者に帰属するものとし、会員は、不正検知サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

4. 接続用プログラムの提供と動作環境の構築

- (1) 当社は、会員に対し、不正検知サービスの利用開始前に、不正検知サービスの利用に必要となる、本件消費者のデバイス情報（本件消費者が本件取引にあたり使用する端末に関するブラウザ名、画面解像度、ユーザ設定言語等、当該端末の個体を識別するための情報をいう。以下同じ。）の取得等を行うための接続用プログラム（以下「接続用プログラム」という。）を提供し、会員は、接続用プログラムを、不正検知サービスの提供を受けるため会員が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（以下、「会員設備」という。）に組み込みます。なお、会員は接続用プログラムの著作権者の権利並びに当社の権利を尊重し、それらの権利を否定し若しくは権利の行使を妨げるいかなる行為も行わないものとします。
- (2) 会員は、不正検知サービスの利用にあたり、前項で組み込んだ接続用プログラムを利用し、不正検知サービス用設備のうち当社ホストサーバへ、デバイス情報等必要な電子データを当社所定の形式で送信するものとします。なお、会員は、会員より提供されたデバイス情報等必要な電子データについて、次の①ないし③に定める事項を異議なく承諾するものとします。
 - ① 当社が不正検知サービス提供及び不正検知サービス改善を行う目的又はインターネット上の各種取引の健全性向上に寄与する新サービスの検討等を行う目的で自ら利用すること並びに本件ソフトウェアを製造した法人（以下「本件ソフトウェア製造元」という。）及び本件ソフトウェア提供元に利用させること
 - ② 当社並びに本件ソフトウェア製造元及び本件ソフトウェア提供元がこれらを返還又は破棄する義務及びその利用を中止する義務を負わないこと
 - ③ 当社において定める不正取引判定ルールに基づき不正取引に係る情報と判定された情報であって、当社において共有の対象となる旨定めた情報（電子データに含まれるものをいい、以下「共有ネガ情報」という。）について不正検知サービスの精度を向上し不正取引を防止することを目的として当社及び不正検知サービスを利用する他の会員、本件ソフトウェア提供元及び本件ソフトウェア提供元が不正検知サービスの利用を承諾した方が利用すること。
- (3) 会員は、自らの責任で、当社において別途定める要件に従い、会員設備において不正検知サービスの動作環境を構築（第1号に定める接続用プログラムの組み込みを含み、これに限られない。）のうえ、利用期間中当該要件が充足された状態を維持するものとします。
- (4) 第2号にかかわらず、会員が不正検知サービスにおいて必要な電子データを接続用プログラムを利用せずに当社に提供する場合、第2号①ないし③に加えて、次の①ないし⑤に定める事項を異議なく承諾するものとします。
 - ① 電子データが漏洩又は第三者に閲覧・改ざん・破壊（以下「漏洩等」という。）されないための安全化措置を講じ、安全化措置について乙が改善を申し出た場合には改善措置を講ずること。
 - ② 本号①の安全化措置又は改善措置を講じた場合といえども漏洩等に起因して当社、本件ソフトウェア提供元、

会員の顧客その他の第三者に損害を与えたときはその損害を賠償する責任を負い、また、漏洩等により当社、本件ソフトウェア提供元、会員の顧客その他の第三者との間で紛議が生じた場合は会員の責任と負担において解決し、当社及び本件ソフトウェア提供元に一切迷惑をかけないこと。

- ③ 虚偽情報、会員の故意または過失に起因する誤情報、不正検知サービスの利用を阻害する情報、その他当社及び本件ソフトウェアが不適切と判断する情報を含む電子データを送信しないこと。
- ④ 本号①ないし③の他、善良なる管理者の注意をもって電子データの管理及び提供を行うこと。
- ⑤ その他当社及び本件ソフトウェア提供元の指示に従うこと。

5. 本件消費者からの事前同意取得

会員は、不正検知サービスを利用するにあたり、次の①ないし③に定める事項について、本件対象取引実施の事前に本件消費者への説明等、必要となる措置を講じた上で本件消費者の同意を得るものとします。

- ① 本件消費者のデバイス情報を、会員において取得すること。
- ② 会員において取得されたデバイス情報は、不正な取引を検知する目的その他インターネット上の各種取引の健全性向上に寄与する新サービスの検討等を行う目的で利用され、当該目的において会員が第三者にデバイス情報を開示し、当該第三者に利用させることができること。
- ③ 会員において取得された電子データに含まれる情報のうち、共有ネガ情報について、不正検知サービスの精度を向上し不正取引を防止することを目的として、会員が当社および不正検知サービスを利用する他の会員等に開示し、また利用させることができること

6. 禁止行為

(1) 会員は、不正検知サービスの利用にあたり、次の①ないし⑳に定める行為をしてはならないものとします。

- ① 不正検知サービスに関する情報を改竄又は消去する行為
- ② 不正検知サービスに関するリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルその他これらに類する行為並びに不正検知サービスに関するソースコード、オブジェクトコード、下層構造、ロジック又はアルゴリズムの分析その他これらに類する行為
- ③ 不正検知サービスと競合するサービスを生成する、又は不正検知サービスの機能やユーザーインターフェースをコピーする目的で不正検知サービスにアクセスする行為
- ④ 会員以外の者になりすまして不正検知サービスを利用する行為
- ⑤ 第三者又は当社の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
- ⑥ 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は当社の個人情報を収集する行為
- ⑦ 不正検知サービスの利用又は提供を妨げる行為
- ⑧ 第三者若しくは当社の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ⑨ 法令違反又は反社会的勢力への関与などの公序良俗に反する行為
- ⑩ 不正検知サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為（書面により当社及び本件ソフトウェア提供元が事前に承諾した場合を除く。）
- ⑪ 第三者に不正検知サービスを利用させる行為
- ⑫ 当社の信用を傷つけ、又は当社に損害を与える行為
- ⑬ 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- ⑭ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- ⑮ 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- ⑯ 第三者の設備等又は不正検知サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- ⑰ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
- ⑱ 不正検知サービスと類似のサービスを提供する者に対し、不正検知サービスを利用させ又はアクセスさせる行為
- ⑲ 公表することを意図した、製品評価、ベンチマーキング又は他の比較分析に類する行為
- ⑳ その他、当社が不適切と判断した行為

(2) 会員は、前各の①ないし⑳のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

(3) 当社は、不正検知サービスの利用に関して、会員の行為が第1号①ないし⑳のいずれかに該当するものであること又は会員の提供した情報が第1号①ないし⑳のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に会員に通知することなく、不正検知サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1号①ないし⑳に該当する行為に関連する情報を削除し、又は本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。ただし、当社は、会員の行為又は会員が提供又は伝送する情報を監視する義務を負うものではありません。

7. 承諾事項

会員は、次の①及び②に定める事項を異議なく承諾するものとします。

- ① 当社と本件ソフトウェア提供元間の不正検知サービスに関する利用契約が理由の如何を問わず終了した場合には、会員に対する不正検知サービスの提供も自動的に終了し、会員は不正検知サービスを利用できないこと。

- ② 不正検知サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、必要な範囲で、会員から事前の書面による承諾を受けることなく不正検知サービスの利用及び提供に際して会員から提供された個人情報以外の情報（以下「機密情報」という）を開示することができ、また、当社は第 13 項所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、会員から事前の書面による承諾を受けることなくかかる機密情報を開示することができるものとします。

8. 違反に対する措置

- (1) 会員が不正検知特約の各項に違反した場合、会員は、速やかに当社に対してその旨を通知し、当該違反を是正するものとします。
- (2) 会員が不正検知特約の条項に違反した日から 60 日間経過後も当該違反を是正しない場合、当社は、次の①又は②に定める措置を講ずることができるものとします。
 - ① 不正検知サービスの全部又は一部の提供を停止すること
 - ② 本契約の全部又は一部を解除すること

9. 個人情報

- (1) 会員は、不正検知サービス利用のため提供を受けた、不正検知サービスの提供に際して知り得た会員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む。以下本項において「個人情報」という）を、不正検知サービス利用の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
- (2) 当社は、本規約第 31 条第 2 項各号の一に該当する場合または次の①ないし⑤の一に該当する場合のいずれかに該当する場合、会員からの個別の同意を得ることなく、当社は個人情報を開示することができるものとします。
 - ① 当社が、不正検知サービスを提供するために必要な業務を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
 - ② 当社が不正検知サービスの向上を検討するために必要な範囲で、個人情報の集計及び分析を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
 - ③ 当社が個人情報及び前号の集計及び分析等により得られた統計データを、個人を識別又は特定できない状態で当社の提携先その他の第三者に開示する場合
 - ④ 第 4 項（接続用プログラムの提供と動作環境の構築）又は第 5 項（本件消費者からの事前同意取得）の定めに基づき、共有ネガ情報又はデバイス情報を第三者に開示する場合
 - ⑤ 裁判所又は監督官庁等の行政機関から法令の定めるところに従い個人情報の開示を要求された場合
- (3) 当社は、個人情報の集計及び分析等により得られた統計データについて、個人を識別又は特定できない状態に加工したうえで当社の事業に利用（第三者への開示を含む。）することができるものとします。

10. 責任の範囲

- (1) 当社は、不正検知サービスの完全性、正確性、適法性、有効性、第三者の権利の非侵害性について何ら保証せず、会員は、自己の責任において不正検知サービスを使用するものとします。
- (2) 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、その他自己の責に帰すことのできない事由（以下、「不可抗力」という。）による不正検知サービスの提供に関する履行遅滞又は履行不能について、会員に対し責任を負わないものとします。不可抗力による履行遅滞又は履行不能には、当社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等によるものを含むものとします。
- (3) 会員は、(i) 本件ソフトウェア製造元及び本件ソフトウェア提供元が会員に対して一切の責任を負わず、(ii) 請求原因の如何を問わず、損害賠償請求等の請求を含め、会員は本件ソフトウェア製造元に対して一切の責任追及を行うことができないことを、異議なく承諾するものとします。
- (4) 会員は、次の①ないし③の一に該当する事象が生じた場合は、自己の責任と費用を以てこれを処理するものとします。
 - ① 不正検知サービスの利用によって第三者（本件消費者を含み、本項において同じ。）に損害を与えた場合
 - ② 不正検知サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合
 - ③ その他第三者との間で紛争が生じた場合
- (5) 不正検知サービスにおいて不具合が生じた場合であって、当該不具合が本件ソフトウェアに起因するものである場合、当社は、自ら対応可能と判断する範囲に限り、当該不具合の解消に向けた本件ソフトウェア製造元または本件ソフトウェア提供元との調整（以下「本件措置」という。）を行うものとします。ただし、会員は、(i) 本件措置にかかわらず、当該不具合が解消されない場合があること、(ii) 不正検知規約の他のいかなる規定にもかかわらず、当該不具合について当社が負う責任は、自ら必要と判断する範囲に限り本件措置を行うことに限られ、当該不具合が解消されない場合であっても、当社は一切の責任を負わないことを異議なく承諾するものとします。
- (6) 会員は、当社が不正検知サービスにおいて会員に対して提供する本件不正検知結果について、次の①及び②に定める事項を異議なく承諾するものとします。
 - ① 本件不正検知結果は、会員自らの責任で行う本件対象取引にかかる判断のための参考情報であり、当社が本件対象取引における不正を完全に防ぐことを保証するものではないこと。
 - ② 当社の責に帰さざる事由により、本件不正検知結果が会員に対して提供されなかった場合、当社は一切の責任を免れること。

11. 不正検知サービスの廃止

当社は、次の①ないし④の一に該当する場合、会員に対して何らの責任も負うことなく、直ちに不正検知サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

- ① 不正検知サービス廃止日の5ヶ月前までに会員に通知した場合
- ② 天災地変等不可抗力により不正検知サービスの提供が不可能となった場合
- ③ 不正検知サービスに関する設備の保守上等の理由により不正検知サービスの提供が技術上困難で、会員にその旨通知した場合
- ④ 原因を問わず本件ソフトウェアの使用が不可能となった場合で、会員にその旨通知した場合

12. 不正検知サービス終了後の処理

会員は、不正検知サービスが終了した場合、契約終了後20日以内に、不正検知サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物や第5項（本件消費者からの事前同意取得）に定める機密情報を化体した資料等を含みます。以下同じとします。）を不正検知サービス終了後直ちに当社に返還し、会員設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、会員の責任で消去するものとし、当社から要求がある場合には、消去した旨を当社に対し書面で証明するものとします。

13. 再委託

当社は、不正検知サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を再委託（数次委託を含む）することができるものとします。

CAFIS 3DS Connector サービス利用特約

会員が、クレジットカード会社が提供するクレジットカード会社所定の決済の提供を受けるに際して、株式会社 NTT データ（以下「NTTD 社」という。）の「CAFIS 3DS Connector サービス」（以下、本特約において「本サービス」といいます）を利用する場合、「システム利用規約」（以下、「本規約」という。）に加え以下の内容を確認し、承諾するものとします（用語の定義は特に定めのない限り本規約と同じとします）。

1. 定義

- (1) 「CAFIS 3DS Connector サービス」とは、次の各号に定める処理を行うサービスを指します。
 - ① ブラウザベースによる 1 シーケンスでの EMV 3D セキュア（3D セキュア 2.0）認証処理
 - ② 鍵機能によりカード番号及び有効期限（以下「重要情報」という。）の暗号化を行い、復号化の上、重要情報（うちカード番号は認証リクエスト送信後に非保持）を管理する機能
 - ③ 会員の照会に応じて取引履歴を照会する機能
 - ④ 前各号に付随する機能
- (2) 本特約においては、本規約第 1 条ないし第 29 条、不正検知特約に定める「決済事業者」を合理的な範囲で「決済事業者及び NTTD 社」と読み替えて本規約を適用するものとします。なお、本規約第 6 条及び第 29 条は読み替えません。

2. 本サービスの内容等

- (1) 本サービスの詳細は、当社及び NTTD 所定の仕様書にて定めるものとします。
- (2) 会員は、当社との間における通知、連絡、確認、指示、請求、協議その他本サービスの利用及び提供にあたり必要となる諸対応については、当社の間で行うものとします。
- (3) 本サービスは、当社が会員に通知のうえ当社所定の手続がなされることにより、当社において、会員に本サービスを追加することができるものとします。
- (4) 当社及び NTTD 社は、本特約の内容（本サービスの利用料金を含む。）及び本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合には、当社及び NTTD 社は、会員に対して、その変更後の内容が変更前の内容にかわって有効となるものとします。

3. 利用料金等

- (1) 本サービスの利用料金は当社及び NTTD 社にて定めるものとし、会員はこれを当社の定める時期に当社の定める方法で支払うものとします。
- (2) 当社は、前項の利用料金及びその消費税相当額を一括して徴収するものとします。
- (3) 当社は、会員が支払済の利用料金のうち支払期限を超過した分については、理由の如何を問わず会員に対して返還しないものとします。
- (4) 会員が支払期限までに利用料金等及びその消費税相当額を支払わない場合、会員は、当社に対し、支払期限の翌日より支払日までの日数に応じ、利用料金等に対し年利 8.25% を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として支払うものとします。

4. 委託

当社及び NTTD 社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

5. 知的財産権の取扱い

会員は、本サービスに関する全ての著作権、発明等その他一切の知的財産権は当社又は当社が指定する第三者（会員以外）に帰属するものとし、会員は本サービスに関する知的財産権を取得するものでないことを承諾します。

6. 禁止行為

- (1) 会員は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。
 - ① 本サービスに関する情報を改ざん又は消去する行為
 - ② 会員以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
 - ③ 第三者又は当社の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
 - ④ 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は当社の個人情報収集する行為
 - ⑤ 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
 - ⑥ 第三者若しくは当社の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - ⑦ 法令又は反社会的勢力への関与などの公序良俗に反する行為
 - ⑧ 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為（書面により当社が事前に承諾した場合を除く。）
 - ⑨ 第三者に本サービスを利用させる行為（書面により当社が事前に承諾した場合を除く。）
 - ⑩ 当社の信用を傷つけ、又は当社に損害を与える行為
 - ⑪ 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - ⑫ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - ⑬ 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはその

おそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為

- ⑭ 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - ⑮ その他、当社及び NTTD 社が不適切と判断した行為
- (2) 会員は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
 - (3) 当社は、本サービスの利用に関して、会員の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は会員等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除し、又は本規約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。

7. 免責事項

- (1) 当社は、次の各号に定める損害について、一切の責任を負わないものとし、次の各号に定める事由に起因又は関連して会員又は第三者に生じた不利益又は損害については、その請求原因を問わず、賠償をしないものとします。
 - ① 会員が本規約に違反した場合。
 - ② 会員が禁止事項等に違反した場合。
 - ③ 会員の設備に、事故、破損、故障、不具合、不通、不良、不動作、動作遅延等（以下、これらを総称して「障害」といいます。）がある場合。
 - ④ 会員が、当社が別途会員に対して説明した、本サービスの手順・セキュリティ手段等を遵守せず、又は免責事項・制限事項・注意事項等に該当したために障害が発生した場合。
 - ⑤ 会員が本サービスの利用にあたり誤操作をした場合。
 - ⑥ 前各号の他（前各号の場合は会員の責めに帰すべき事由がない場合を含む。）、会員の責めに帰すべき事由がある場合。
 - ⑦ 本サービスの利用が中断又は停止していた間に会員に生じた事由による場合。
 - ⑧ 当社が善良なる管理者の注意をもって管理していたにもかかわらず、公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより機密情報が漏洩した場合に生じた損害。
 - ⑨ 会員から申告があったものの当社では再現できない障害による場合。
 - ⑩ 電気通信事業者又はインターネット接続プロバイダの通信回線の不良、不通、電力会社による電力供給の停止、不安定等の社会基盤の不良、不具合等がある場合。
 - ⑪ 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、第三者による不正アクセス、不正アタック、通信経路上での傍受又は不正な改変の場合。
 - ⑫ 本件システム又は当社が提供するソフトウェア以外に起因する障害の場合。
 - ⑬ 第三者の不法行為又は債務不履行の場合。
 - ⑭ 法令に基づく処分、裁判所の命令の場合。
 - ⑮ 天災地変その他の不可抗力等、当社の責めに帰さない事由により生じた損害の場合。
 - ⑯ その他、当社の責めに帰さない事由による場合。
- (2) 当社は、本サービスの利用に起因して会員と第三者の間で生じた紛争等について一切の責任を負いません。

8. 会員の遵守事項等

会員は、次の各号に定める事項を遵守するものとします。

- ① 会員は、本特約の内容を承諾した上で、本特約により会員が負う義務を遵守すること（ただし、利用料金等の支払い義務等条項の性質上、会員に適用できないものを除く。）
- ② 本サービスに係る当社と NTTD 社間の契約が理由の如何を問わず終了した場合は、会員に対する本サービスも自動的に終了し、会員は本サービスを以後利用できないこと
- ③ 会員は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと
- ④ 本サービスの提供に関して当社及び NTTD 社が必要と認めた場合には、会員が、当社に対して、必要な範囲で、会員から事前の書面による承諾を受けることなく会員の秘密情報を開示することができること
- ⑤ 会員は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して損害賠償請求等の請求を含め、当社及び NTTD 社に対して一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社及び NTTD 社に対して一切の責任追及を行わないこと

9. 会員が本特約に違反した場合の措置

- (1) 会員が前条各号所定の条項に違反した場合、会員は、速やかに当該違反を是正するものとし、当社は会員に対し当該違反の是正措置を命ずることができるものとします。
- (2) 会員が前条各号所定の条項に違反した日から60日間経過後も当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
 - ① 当該会員に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止すること
 - ② 本規約の全部又は一部を解除すること

10. 個人情報保護

- (1) 本サービスの利用及び提供にあたり会員が当社に個人情報の提供を行う場合、本条の定めに従うものとします。なお、個人情報とは、次の各号のいずれにも該当するものをいいます。

- ① 「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)第2条に定める個人情報及びその蔵置媒体
- ② 法令、契約等に従い、取扱を委託する正当な権利を有する情報及びその蔵置媒体
- (2) 会員及び当社は、個人情報の取扱について、次の各号に定める義務を負うものとします。
 - ① 個人情報を本特約の履行以外の目的のために利用(以下「目的外利用」という。)しないこと
 - ② 利用目的の範囲を超えて個人情報を第三者に提供しないこと(ただし、利用目的の範囲を超えたものであっても第3項に該当する場合には、第三者に個人情報を提供することができるものとする。)
 - ③ 個人情報を個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等(以下「漏洩等」という。)の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること
 - ④ 自己の責任において、本特約により個人情報を取扱う自己の従業者(自己の組織内において直接間接に自己の指揮監督を受けて自己の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、取締役、監査役、派遣社員を含む。以下「従業者」という。)に本条の義務を遵守させること
- (3) 当社は、本特約を履行するにあたり、第三者に個人情報を開示する必要がある場合、事前に会員の承諾を得るものとし、本条に定める自己の義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。
- (4) 第2項及び第3項にかかわらず、当社は、法令等に基づき、提供を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り個人情報を提供することができるものとします。ただし、当該提供を行うにあたっては、必要最小限の範囲での提供となるよう合理的な努力を行うものとします。
- (5) 当社は、法第24条以下に規定される個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等(以下「開示等」という。)を行う権限を有せず、個人情報の主体から開示等の依頼を受けた場合、その旨を会員に通知するものとします。

11. 解除

- (1) 当社は、会員が次の各号に該当したときは、なんらの催告なしに、本規約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - ① 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、又は清算、特別清算、民事再生手続、会社更生手続、破産手続もしくは競売等の申立てを受け、又は自ら清算、特別清算、民事再生手続、会社更生手続、もしくは破産手続の申立てをした場合
 - ② 行政庁より営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
 - ③ 振出し、保証し、引受け、又は裏書した手形、小切手の第一回目の不渡り、支払停止その他財産状態が悪化したと認められた場合
 - ④ 解散し又は所在が不明となった場合
- (2) 当社は、本サービス提供を中断又は停止した場合において、当該停止の日から30日を超えてもなお当該停止の原因となった事由が解消されないときは、会員に別途通知することにより、本規約の全部又は一部を解約することができるものとします。
- (3) 当社は、本規約の他の定めにかかわらず、本条に基づく解約によって会員に生じる損害、その他の費用の賠償又は補償を免れるものとします。
- (4) 会員は、本条を含めて会員による解約があった場合において、利用料金以外の料金の残債務があるときは、当社に対し、当該残債務を一括して当社の指定する期限までに支払うものとします。
- (5) 会員は、本条による解約があった場合には、既に当社に支払った利用料金の返還を求められません。
- (6) 当社が第1項又は第2項の定めに基づき本規約を解約した場合において、当社に損害が発生したときには、会員はその損害を賠償するものとします。

トランザクションブロックサービス利用特約

会員が、トランザクションブロックサービスを利用する場合、「ペイジェントシステム利用規約」（以下、「本規約」という）に加えて以下の内容を確認し、承諾するものとします（用語の定義は特に定めのない限り本規約と同じとします）。

1. 用語の定義

- (1) トランザクションブロックサービス
トランザクションブロックサービスとは、会員が指定する閾値に応じて、繰り返し実行される売上承認等のトランザクションを遮断する当社所定のサービスをいいます。以下、「本特約サービス」といいます。

2. 遵守事項

- (1) 本特約サービス及びその導入に関する詳細について、導入説明書、取扱いガイドその他取扱要領等（以下「取扱要領等」という）が別にある場合は、当該取扱要領等に定めるとおりとし、会員は当該取扱要領等に従うものとします。
- (2) 前項に定める取扱要領等は、当社の裁量において変更することができるものとします。取扱要領等を変更した場合、本特約サービスに関する一切の事項は変更後の取扱要領等によるものとします。

3. 利用開始条件

会員は、当社が別途指定する手続の完了をするまでの間は、本特約サービスの利用を開始することができないものとします。

4. 責任の範囲

- (1) 当社は、本特約サービスの完全性、正確性、適法性、有効性、第三者の権利の非侵害性について何ら保証せず、会員は、自己の費用と責任において本特約サービスを使用するものとします。会員は、当社に何ら責任を追究しないものとします。
- (2) 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、その他自己の責に帰すことのできない事由（以下、「不可抗力」という。）による本特約サービスの提供に関する履行遅滞又は履行不能について、会員に対し責任を負わないものとします。
- (3) 前号のほか、会員は、請求原因の如何を問わず、損害賠償請求等の請求を含め、当社に対して一切の責任追及を行うことができないことを、異議なく承諾するものとします。
- (4) 会員は、次の各号の一に該当する事象が生じた場合は、自己の責任と費用を以てこれを処理するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。
 - ① 本特約サービスの利用によって第三者（会員の顧客を含むが、これに限らない。本項において同じ。）に損害を与えた場合
 - ② 本特約サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合
 - ③ その他第三者との間で紛争が生じた場合
- (5) 会員は、当社が本特約サービスにおいて会員に対して提供するブロックの結果について、次の各号に定める事項を異議なく承諾するものとします。
 - ① 本特約サービスによるブロックは、会員自らの責任で行うものであり、当社がクレジットカード不正利用を完全に防ぐことを保証するものではないこと。
- (6) 本特約サービスにおいて不具合が生じた場合、当社は、自ら対応可能と判断する範囲に限り、当該不具合の解消に向けた対応に努めます。なお、当該不具合が解消されない場合であっても、当社は一切の責任を負わないことを異議なく承諾するものとします。

5. サービスの廃止

当社は、次の各号の一に該当する場合、会員に対して何らの責任も負うことなく、直ちに本特約サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

- ① 本特約サービス廃止日の3ヶ月前までに会員に通知した場合
- ② 天災地変等不可抗力により本特約サービスの提供が不可能となった場合
- ③ 本特約サービスに関する設備の保守上等の理由により本特約サービスの提供が技術上困難で、会員にその旨通知した場合
- ④ 原因を問わず本特約サービスの提供が不可能となった場合で、会員にその旨通知した場合

6. サービス終了後の処理

会員は、本特約サービスが終了した場合、契約終了後速やかに、本特約サービスの利用にあたって当社から提供を受けた資料等を、当社に返還し、又は、会員の責任で消去するものとし、当社から要求がある場合には、消去した旨を当社に対し書面で証明するものとします。

Omni Payment Gateway サービス利用特約

当社が提供を受ける株式会社 NTT データ（以下「NTTD」という。）の「Omni Payment Gateway サービス」について、これを会員が当社を通じて利用する場合、「システム利用規約」（以下、「本規約」という。）に加え以下の内容を確認し、承諾するものとします（用語の定義は特に定めのない限り本規約と同じとします）。

1. 用語の定義

本規約において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 Omni Payment Gateway サービス	当社を通じて会員に提供される Omni Payment Gateway サービスのことをいい、その詳細は本特約第 2 項に定めるもの
2 決済サービス	クレジットカード決済サービス、電子マネー決済サービス、その他コード決済サービス（顧客の携帯端末に表示される二次元バーコード又は QR コードを利用して会員と顧客との間の取引代金の支払を行うための決済サービス）であって、当社及び NTTD が承諾したもの
3 決済事業者	会員との間で加盟店契約その他決済サービスの提供にかかる契約を締結する事業者であって、当社及び NTTD がその接続を承認した事業者
4 システムサービス	決済サービスの用に供することを目的として、当社が会員に対し、当社システムを用いて又は Omni Payment Gateway サービスの再提供を行うことによって、本規約に基づき提供するサービス

2. サービスの内容

- Omni Payment Gateway サービスは、当社及び会員によるシステムサービスの利用のために、NTTD がその決済ゲートウェイを通じて提供する決済サービスのプロセッシングに関わる諸機能、及び決済サービスを利用するために当社及び会員等が必要となるプロセッシング以外の業務を支援する諸機能の利用提供を内容とするものであり、当社が、NTTD 決済ゲートウェイに接続し、これを利用するものとします。Omni Payment Gateway サービスの内容及び仕様に関連して、当社及び NTTD の行為について第三者の承諾が必要となる場合（個人情報保護法等の法令に基づき情報を取り扱うに際して必要な同意を含む。）には、会員は、Omni Payment Gateway サービスの利用に際して、その者から必要な承諾を得るものとします。
- Omni Payment Gateway サービスの具体的な内容は次のとおりとし、その詳細は、別途当社及び NTTD が指定するものとします。
 - ユニファイド決済
 - 決済サービスの利用のための電文中継機能
 - 決済サービスの決済データの還元及び管理画面の提供
 - 決済サービスにおける不正検知機能、リカーリング機能
 - デジタルオペレーション
 - 加盟店申込、加盟店審査、導入、精算業務における業務支援機能
- NTTD は会員に対して直接 Omni Payment Gateway サービス提供の義務を負うものではないものとし、会員は、当社を通じて Omni Payment Gateway サービスの提供を受けるものとします。
- 当社及び NTTD は、あらかじめ変更内容及び変更時期等を通知の上、会員の承諾を得ることなく Omni Payment Gateway サービスの内容を変更できるものとします。この場合、会員は、変更後の内容に基づき Omni Payment Gateway サービスを利用するものとします。

3. 責任の制限

- NTTD の責に帰すべき事由による Omni Payment Gateway サービスの契約違反又は不提供（Omni Payment Gateway サービスの規約および仕様書ならびに Omni Payment Gateway サービスの提供条件の変更は除く）があった場合において、これにより会員が損害を被ったときは、当社が、当該会員に関して当社が NTTD から現に支払われた金額（NTTD から現に支払われた金額が会員ごとの金額ではなく総額として支払われた場合は、NTTD から現に支払われた金額を、各会員が過去 3 か月間に支払った手数料等の額をもとに比例案分した金額（端数処理は当社にて決定する。）。）を上限として、その損害を賠償する責任を負うものとします。なお、この場合において、会員が損害を被ったときといえども、NTTD は、会員に対して直接その損害を賠償する責めは負わないものとします。
- 前号の定めにかかわらず、天災地変、暴動、内乱その他不可抗力により発生した損害、電気通信回線設備の輻輳、機器の障害等による情報の損失、遅延、誤送、若しくは第三者による情報の改竄や漏洩等により発生した損害、決済事業者に起因する損害、Omni Payment Gateway サービスの提供を受けるために加盟店が備え、若しくは、Omni Payment Gateway サービスの接続先となる、決済事業者の利用にかかる電気通信回線、サーバ、データ受信設備、端末設備に起因する損害、又は Omni Payment Gateway サービスの利用停止又は利用中止により発生した損害、その他会員が Omni Payment Gateway サービスに関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、当社及び NTTD は会員に対し一切その責を負わないものとします。
- 前各号のほかは、会員は、次の各号に定める事項について異議なく承諾するものとします。
 - PG が会員に対して負う責任について、NTTD は一切その責任を負わないこと

- ② レギュレーション等決済事業者起因で Omni Payment Gateway サービスの内容を変更しなければならない場合、NTTD は変更をしなかったことによる責任を負わないこと
- ③ その他 NTTD は、(i)会員に対して一切の責任を負わず、(ii)請求原因の如何を問わず、損害賠償請求等の請求を含め、会員が NTTD に対して一切の責任追及を行うことができないこと

4. 紛争処理条項

- (1) 当社が Omni Payment Gateway サービスを利用したことにより、顧客、決済事業者その他の第三者（以下総称して「顧客等」という。）から警告又は請求がなされる等、会員と顧客等との間で紛争が生じた場合、会員は、自己の費用と責任において当該紛争の解決を行うものとし、当社及び NTTD を一切免責するものとします。
- (2) 前号の紛争が、外国人ないしは外国法人との間に生じたものであり、また、当該紛争の解決について外国法が適用される場合であっても、同様とします。

5. 顧客情報

- (1) 当社は、会員及び顧客に係る情報（以下「顧客情報」という）を機密として保持するものとし、Omni Payment Gateway サービスの提供に従事する者に使用させる場合を除き、第三者に開示しないものとします。
- (2) 当社及び NTTD は、次の各号の一に該当する場合は、会員及び顧客からの個別の同意を得ることなく、顧客情報を開示することができるものとします。
 - ① 当社及び NTTD が、Omni Payment Gateway サービスを提供するために必要な業務を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合
 - ② 裁判所又は監督官庁等の行政機関から法令の定めるところに従い顧客情報の開示を要求された場合
- (3) 当社及び NTTD は、前号に基づき顧客情報を開示する場合、開示する顧客情報を開示目的の実現に最低限必要な範囲に限定するとともに、開示する相手方に対し機密保持義務を課すものとします。但し、次の各号の一に該当する情報は、この限りではありません。
 - ① 開示のときに、既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報
 - ② 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
 - ③ 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - ④ 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- (4) 当社及び NTTD は、顧客情報の集計及び分析等により得られた統計データについて、個人を識別又は特定できない状態に加工したうえで当社及び NTTD の事業に利用（第三者への開示を含みます。）することができるものとします。

6. 会員の義務

- (1) 会員は、Omni Payment Gateway サービスの提供に支障を来さないよう、自己のシステムを善良な管理者の注意をもって運営するものとします。
- (2) 会員は、Omni Payment Gateway サービスを利用するにあたり、次の行為を行ってはならないものとします。
 - ① Omni Payment Gateway サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為を行うこと
 - ② 会員以外の者になりすまして Omni Payment Gateway サービスを利用する行為を行うこと
 - ③ 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為を行うこと
 - ④ 当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為を行うこと
 - ⑤ 当社または第三者を誹謗し、中傷または名誉を傷つけるような行為を行うこと
 - ⑥ 当社または第三者の財産、プライバシーを侵害または侵害する行為を行うこと
 - ⑦ 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は当社の個人情報収集する行為
 - ⑧ Omni Payment Gateway サービスの利用又は提供を妨げる行為を行うこと
 - ⑨ Omni Payment Gateway サービスの利用に際し公序良俗に反する行為を行うこと
 - ⑩ その他法令に違反する行為を行うこと
 - ⑪ その他前2号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行うこと

7. 会員による管理

- (1) 会員は、システムサービスを利用する目的に限り、Omni Payment Gateway サービスを利用することができるものとします。
- (2) 会員は、届出情報及び当社所定の情報内容に変更があった場合、速やかに当社及び NTTD 所定の方法で、変更内容を当社に通知し、承諾を得るものとします。

8. ID とパスワード

- (1) 当社及び NTTD は、会員に対し Omni Payment Gateway サービスの利用にかかる ID（以下単に「ID」といいます。）を払い出すものとします。
- (2) 会員は、ID 及びこれに対応するパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないものとします。また、会員は、ID 及びこれに対応するパスワードが第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（管理とは、パスワードの適宜変更を含み、本条において同じとします。）します。これらの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により会員自身及びその他の者が損害を被った場合、当社及び NTTD は何ら責任を負わないものとします。
- (3) ID 及びこれらに対応するパスワードによる Omni Payment Gateway サービスの利用その他の行為は、全て会員による利用とみなされ、その他の第三者が ID 及びこれらに対応するパスワードを用いて Omni Payment Gateway サ

ービスを利用した場合でも、会員はかかる利用により生じた対価の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、かかる行為により当社及び NTTD が損害を被った場合、会員はその損害を賠償するものとします。ただし、当社及び NTTD の故意又は過失により ID 及びこれに対応するパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

- (4) ID 及びこれに対応するパスワードは、本規約に係る契約又は Omni Payment Gateway サービスの終了と同時に失効するものとします。

別紙 決済モジュール使用許諾条件

第1条（使用許諾）

1. 当社が会員に対し許諾する権利は、本使用許諾条件記載の条件に従って、決済モジュール（以下「本プログラム」という。）を日本国内の当社の指定するハードウェア及びシステム上（以下「指定システム」という。）において使用する非独占的、譲渡不可能かつ再許諾不可能な権利（以下「使用权」という。）とします。
2. 本プログラム及び本プログラムに係るマニュアル等の一切の資料（以下、「資料等」といいます。）の著作権、商標権、特許権その他の知的財産権は、本使用許諾条件に基づく使用权の許諾によって一切会員に移転するものではないことを会員は確認するものとします。

第2条（使用範囲）

1. 当社より会員に対して許諾される使用权は、本プログラムを指定システム上においてのみ使用する権利であり、本プログラムを指定システム以外のシステムで使用する場合は、別途改めて使用許諾に関する当社所定の手続きを経ることを必要とします。但し、指定システム上において保守サービスまたは故障等の理由により本プログラムを使用できない場合は、当社の書面による承諾を得て本プログラムを一時的に当社の指定する他のシステム上で使用できるものとします。
2. 会員は、本プログラムを本サービスを利用するため以外の目的で使用してはならないものとします。なお、本プログラムは当社の指定する方法により、本使用許諾条件及び本規約に違反することなく使用されなければならないものとします。

第3条（責任及び使用の対価）

1. 会員は、本プログラムの使用にあたり、当社が別途定め通知するプログラムの使用環境条件に従い、指定システムの適切な機器構成、要員の確保並びに本プログラムの動作が可能となるに十分な環境及び体制の維持について責任を持つものとします。
2. 会員の本プログラム使用についての対価は、本使用許諾条件に定める範囲の使用に関してはこれを無償とします。

第4条（使用条件）

会員の本プログラムの使用条件を、以下の通りとします。

- ① 会員は、本プログラム並びにその使用权、本プログラムを記録した電磁媒体及び資料等について、第三者に対しこれを販売、譲渡、貸与、頒布、再使用权の許諾をなし、あるいは担保の目的に供するなど一切の処分を行うことはできないものとします。
 - ② 会員は、本プログラム、資料等及びこれらに関して知り得た当社の技術、営業情報を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、本規約の有効期間中及び終了後においても第三者に開示・漏洩しないものとします。
 - ③ 会員は、当社の事前の書面による承諾なしには、本プログラムを変更、修正その他改造し若しくは本プログラムの全部または一部を組み込んで他のソフトウェア等を作成する為の行為（以下、あわせて「改変行為」といいます。）をなしてはならないものとします。なお、当該当社の承諾に基づき本プログラムに対して改変行為が行われた場合、当該改変行為により改造された本プログラム並びに本プログラムが組み込まれたソフトウェア等に関する著作権その他の知的財産権は当社が有するものとし、会員によるその使用についても本使用許諾条件の各条項が適用されるものとします。
 - ④ 会員は、本使用許諾条件記載の条件に従い本プログラムを使用するかまたは保管するために最低限必要な限度で、プログラムの全部または一部を1部のみ複製できるものとします。但し、このプログラムの複製物に付いても本使用許諾条件の各条項が適用されるものとします。
 - ⑤ 会員は、指定システムの据え付け場所を変更する場合等、本プログラムの使用状態に関して変更を行う場合、変更日の2週間前までに当社所定の書面にて変更内容を通知し、当社の承諾を得るものとします。
 - ⑥ 会員は、本プログラム、本プログラムを記録した電磁媒体及び資料等を指定システムの据え付け場所以外で保管する場合は、その保管場所を事前に書面にて当社に通知し、当社の承諾を得るものとします。
 - ⑦ 会員は、本プログラムをソースコードに変換するための逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他の解析行為を行ってはならないものとします。
 - ⑧ 会員は、当社が本プログラム及び資料等に対して修正・変更等のアップデートを事前の通知なく行うことを了承し、当該アップデートが行われた場合、当社の指示に従って本プログラムを最新の状態に変更・維持するものとします。
2. 会員は、本プログラムの使用条件に関して特に当社から指示があった場合、当該当社の指示した使用条件が本条の各規定に優先して適用されることを承諾するものとします。
 3. 当社は、会員が本使用許諾条件または本規約に違反したまたはそのおそれがある等、会員による本プログラムの使用が不適当であると判断した場合、会員の本プログラムの全部または一部の使用を中止及び停止させることができるものとします。なお、当該中止または停止期間については、当社は当社の裁量により自由に決定できるものとします。

第5条（免責）

1. 当社は、本プログラム、本プログラムを記録した電磁媒体及び資料等の完全性並びに会員の特定の目的への適合性を保証するものではなく、本プログラム及び本プログラムを記録した電磁媒体、その他資料等に起因して会員に損害が生じた場合でも、何ら責を負わないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、本プログラム及び本プログラムを記録した電磁媒体、その他資料等に起因して会員に損害を生じさせないよう、合理的な範囲で最大限努力しなければなりません。

第6条（サポート）

1. 当社は、本プログラムに関するサポートを行わないものとします。
2. 前項に関わらず、個別の障害等のトラブルに関して会員がサポートを求め当社が承諾した場合には、当該個別のトラブルに関して当社はサポートを行うものとし、サポートの時期、方法、内容は、当社の判断によるものとします。
3. 会員は、当社が本条によりサポートを行う場合、当社が本プログラムのサポートを円滑に行えるよう、当社に協力するものとします。
4. 会員は、本条におけるサポートを受けるにあたり知り得た当社の業務上の機密を、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。
5. 本条により行われるサポートは、これを有償とし、その額、支払方法等は、個別のトラブルに対するサポート内容に応じて当社が定めるものとします。

第7条（通知義務）

会員は、次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく当社に通知し、当社の指示に従い対応するものとします。

- ① 本プログラムに関連して、当社または第三者の知的財産権その他の権利を侵害するような事態が発生したときまたはそのおそれがあるとき
- ② 本プログラム、本プログラムを記録した電磁媒体及び資料等につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したときまたはそのおそれがあるとき

第8条（債務不履行等）

会員は、本使用許諾条件に違反し、または本使用許諾条件に基づく債務を履行しないことにより当社に損害を与えた場合は、当該違反または債務不履行から生じる当社の損害を賠償するものとします。

第9条（使用権許諾期間）

1. 本プログラムの使用権許諾期間は当社が本プログラムの会員による使用を許諾した日として通知した日から、本規約の終了時までとします。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に定める事由が発生した場合には本使用許諾条件に基づき当社が会員に対して許諾した全ての本プログラムの使用権が当該事由の発生時点で消滅するものとします。
 - ① 会員が指定システムの使用を終了したとき
 - ② 理由の如何にかかわらず本規約が終了したとき
 - ③ 本サービスを会員に対して提供しないことが確定したとき
 - ④ 次条に該当したことその他の事由に基づき当社が本プログラムの会員による使用を不適当と判断し、会員の本プログラムの使用権を取り消したとき
3. 当社は、本規約の有効期間中において、前項各号の事由が解消されたと判断した場合、当社の裁量で会員に対して再度本使用許諾条件のもと、使用権を付与することができるものとします。

第10条（使用権の取消）

1. 当社は、会員が本使用許諾条件に基づく債務を履行しない場合には、相当の期間を定めて催告を行いなおその期間内に当該債務の履行がないときは、何らの催告を要せずその使用権を取り消すことができるものとします。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当社は何らの催告を要せず即時にその使用権を取り消すことができるものとします。
 - ① 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申し立てまたは公租公課の滞納による差押えがあったとき
 - ② 自ら振出または引受けた手形・小切手を不渡りとしたときまたは破産、民事再生手続開始、特別清算手続開始もしくは会社更生手続開始の申し立てがあったときまたは清算にはいったとき
 - ③ 会員の本規約違反その他の事由により本規約が解約されたとき
 - ④ 会員の本サービスの利用において、本プログラムを使用する必要がなくなったと当社が合理的に判断したとき

3. 会員は、前二項のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、当社に対する債務がある場合には、一切の債務をただちに当社に対して支払うものとします。

第11条（使用権消滅時の処理）

前二条により本プログラムの使用権が消滅した時は、会員は本プログラムの使用権消滅日以降2週間以内に、本プログラム、本プログラムを記録した電磁媒体及び資料等の全てを当社の指示に従い破棄または返却するものとします。また、当社が要求した場合、会員はすみやかに本プログラム、本プログラムを記録した電磁媒体及び資料等を破棄または返却したことを証する書類を当社に提出するものとします。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

本使用許諾条件は日本法に基づき解釈され、本使用許諾条件及び会員の本プログラムの使用に関する一切の訴訟については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上